

議 第 263 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 5 号」の次に「、第 10 号」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（提出理由）

戸籍の謄本又は抄本等の交付を個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して行う場合における手数料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。